

新潟薬科大学産官学連携推進センター規則

制 定 平成 19 年3月1日

最新改正 平成 28 年7月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟薬科大学学則第7条第5項の規定に基づき、新潟薬科大学産官学連携推進センター(以下「産官学連携推進センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 産官学連携推進センターは、産業界、官公庁及び地域社会等、新潟薬科大学が対象とする研究に関わる社会の要請に応え、その連携を促進し、教育・研究の発展及び社会貢献に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 産官学連携推進センターは、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 産官学連携事業の企画及び実施に関すること。
- (2) 外部機関等との共同研究及び受託研究の推進及び審査に関すること。
- (3) 知的財産の創出・取得・管理・活用に関すること。
- (4) その他産官学連携推進センターの利用に関し必要と認められること

(組織)

第4条 産官学連携推進センターに、センター長、担当教員若干人、事務長及び担当事務職員若干人を置く。

- 2 センター長は、専任又は兼任とし、教授会構成員のなかから、学長が任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 担当教員は、専任又は兼任とし、教育研究評議会の議を経て、学長が選任する。
- 5 事務長は、基盤整備課長をもって充てる。
- 6 担当事務職員は、専任又は兼任とし、兼任の場合は基盤整備課職員をもって充てる。

(運営委員会)

第5条 産官学連携推進センターは、第2条の目的を達成するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(部会)

第6条 センターに、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(実施の細目)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て、学長が定める。

(規則の改廃)

第8条 この規則の改廃は、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成 19 年3月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年4月 16 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 27 年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年7月1日から施行する。